

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 子どもが生まれる際や生後まもない子を保育するための父親の休暇の周知・利用促進に努める

< 対策 >

- ・平成21年5月 和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程に規定済（入院・退院時、生後まもない子を保育するための特別休暇）
- ・平成22年度～ 入院・退院時、生後まもない子を保育するための特別休暇を取得するよう啓発
- ・平成27年度～ 引き続き、入院・退院時、生後まもない子を保育するための特別休暇を取得するよう啓発

目標2 子育てのための時間を確保するための短時間勤務制度・育児時間の周知・利用促進に努める

< 対策 >

- ・平成21年3月 勤務時間及び休暇等規程に規定済（育児休業等細則）
- ・平成22年度～ 育児のための短時間勤務制度・育児時間を設けている事を周知し、利用促進に努める
- ・平成27年度～ 引き続き、育児のための短時間勤務制度・育児時間を設けている事を周知し、利用促進に努める

目標3 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に努めるとともに、育児休業期間中は代替要員の確保に努める

< 対策 >

- ・平成27年度～ 育児休業教職員の代替職員を確保するよう努める